

【 利用者のみなさまへ 】 ・ 【 飲食店のみなさまへ 】
～テイクアウト品の宅配タクシーご利用にあたっての注意事項～

注意事項	利用者のみなさま	飲食店のみなさま
申込連絡先	利用者は飲食店に連絡し、宅配タクシーに対応しているか確認し、注文内容や配達時間などを伝えてください	飲食店は「中富良野ハイヤー【TEL 44-2331】」に宅配を依頼してください
注文する金額の制限	1,500円以上テイクアウト品を注文した場合のみ、ご利用できます	
利用料金の負担	利用者の負担はありません (町が負担します)	飲食店の負担はありません (町が負担します)
利用期間	令和2年5月16日～令和3年3月31日まで	
利用対象者	中富良野町内全域に配達を希望する方が対象です	テイクアウト品を取り扱い、町内に事業所を有する飲食店が対象です(商工会への登録などは不要です)
宅配受付時間	10:00から16:30まで	
配達時間	11:00から17:30まで (配達時間は、30分程度前後する可能性がありますので、ご了承ください)	
梱包方法や賞味期限など	テイクアウト品の梱包や賞味期限などについては、飲食店側で十分に注意してください。	
受け渡し	飲食店が「テイクアウト品と領収書」を運転手に預け、運転手が利用者へお渡しします。	
お支払い	利用者は運転手にテイクアウト品の代金のみお支払いし、領収書をお受け取りください。	翌日以降、飲食店は中富良野ハイヤーに代金を受け取りに行ってください。